

日税メールステーション 今月の経理情報

今回のテーマ： グループ法人税制と連結納税

平成22年度税制改正では、グループ法人税制の導入にともない、連結納税制度についてもいくつかの改正がありました。

1. 適用

グループ法人税制は、完全支配関係のある内国法人間での取引等について「強制適用」されますが、連結納税は、「連結納税の承認の申請」により適用される、「選択適用」の制度です。

2. 主な取り扱い

	グループ法人税制	連結納税
適用対象法人	完全支配関係のある全ての内国法人	完全支配関係のある全ての内国法人
	完全支配関係のある子会社が外国法人の場合、国内孫会社は、グループ法人税制の適用対象にはなるが、連結納税の対象とはなりません。	
各法人間の所得の通算	×	
欠損金	規定なし（グループ内法人間での調整等無し）	連結納税適用開始時の特定連結子法人（注）の持つ繰越欠損金について、引き継ぎ可能（改正）
中小企業の特例の適用	各法人で判定。ただし、資本金が5億円以上の法人の100%子会社は、交際費の損金算入限度額や軽減税率等の優遇措置が不適用	連結親法人の資本金で判定
受取配当金	全額益金不算入	全額益金不算入
グループ間の寄附金	支出法人：全額損金不算入 受領法人：全額益金不算入	支出法人：全額損金不算入 受領法人：全額益金不算入（改正）
譲渡損益調整資産の譲渡取引等	譲渡損益の繰延、グループ外への再譲渡時に譲渡損益認識	譲渡損益の繰延、グループ外への再譲渡時に譲渡損益認識
交際費・グループ外への寄付金の損金算入限度額	各法人で判定	グループ全体で判定

（注）「特定連結子法人」とは、連結親法人事業年度開始の日の5年前の日から継続して連結親法人による完全支配関係がある連結子法人等です。（連結事業年度開始の日前5年以内に設立された法人でも、継続して100%の支配関係があれば特定連結子法人に含まれます）

お見逃しなく！

1. 連結納税を選択する場合、「特定連結子法人」を除き、原則として、各連結子法人は、連結開始直前事業年度において、譲渡損益調整資産の時価評価と、評価損益の計上が強制されます。
2. 連結納税の適用は選択制ですが、いったん選択すると、「やむを得ない事情」がない限り、取りやめることはできません。完全支配関係がなくなった場合は、連結納税の対象から除外されます。